

[2025年度]

工作物石綿事前調査者講習のご案内

一般社団法人 日本ボイラ協会愛媛支部

建築物、工作物、船舶の解体・改修工事については、規模や請負金額に関わらず、工事対象となるすべての部材等に石綿が含まれていないか工事の前に調査を行う義務があります。(さらに、一定の規模・請負金額の工事にあつては、労働基準監督署への報告が必要となります。)

これまで建築物等については、2023年10月から建築物石綿含有建材調査者の講習を修了試験に合格した者に、その調査を行わせることが義務付けられています。

一方、2026年1月1日から、工作物(ボイラー・圧力容器等)の解体工事・改修工事においても、「**工作物石綿事前調査者講習修了者**」に、その調査を行わせることが義務付けられます。

(改正石綿則2023年1月11日公布、2026年1月1日施行)

工作物石綿事前調査者による調査が義務付けられる対象工作物は以下の通りです。

(特定工作物告示:令和2年厚生労働省告示第278号)に掲げる工作物

- ・炉設備(反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却炉)
- ・電設備(発電設備、配電設備、変電設備、送電設備)
- ・配管及び貯蔵設備 (炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備 上水道管は除く。)

一般社団法人日本ボイラ協会は、工作物石綿事前調査者(一般)の講習機関として東京労働局に登録(登録番号 石13-19)し、工作物石綿事前調査者を養成する講習を実施します。

協会本部会場から、インターネットを通じて愛媛会場に配信されるリアルタイムの画像と講師の音声を**ライブ配信するサテライト方式**にて開催するものとします。講義終了後は、協会本部の講師とリアルタイムで質疑応答ができます。該当する調査を行う事業者の方は、この機会に是非とも受講をご検討ください。

【講習日時、場所、講習料等】 2日間とも時間厳守

1. 日時・会場 (2025.9.1 見直し)

	地 区	開 催 日	会 場	受 付
1	愛媛	2025年6月 5日(木)～6日() 6月 9日(月) 修了試験	愛建ビル5F	終了
2	愛媛	2025年8月21日(木)～22日(金) 8月25日(月) 修了試験	愛建ビル5F	終了
3	愛媛	2025年12月11日(木)～12日(金) 12月12日 修了考査	愛建ビル5F	9月12日(金)～
4	愛媛	2026年 2月26日(木)～27日(金) 2月27日 修了考査	愛建ビル5F	12月1日(月)～

2. スケジュール (2025.9.1 見直し)

		受 付	オリエンテーション	講習(質疑応答を含む)
1日目	講 義	8:45 ~ 9:10	9:10 ~ 9:25	9:30 ~ 17:00
2日目	講 義	8:45 ~ 9:15	9:15 ~ 9:25	9:30 ~ 16:00
	実機での解説			16:05 ~ 16:25
	試験前自習			16:25 ~ 16:55
	修了考查		16:55 ~ 17:00	17:00 ~ 18:40

3. ZOOM 講習料(消費税 10%込み)

	受 講 料	テキスト	合 計
会 員	41,800円 (税抜き 38,000 円)	3,300円 (税抜き 3,000 円)	45,100円 (税抜き 41,000 円)
一 般	41,800円 (税抜き 38,000 円)	4,950円 (税抜き 4,500 円)	46,750円 (税抜き 42,500 円)

[令和7年12月実施分から値下げしました。]

4. 修了考查と再受験

遅刻や途中退席なく、全講習科目を受講した方には、修了考查(試験)を行います。試験時間は1 時間40分です。可否については、修了考查後、1 週間以内に電話又はメールにて連絡し、合格した方には、「修了証明書」を送付します。

修了考查が「不合格の方」につきましては、再受験の機会をご用意しています。

再受験料：5,500円 (税抜5,000円)

5. 申込み方法

- ・事前に愛媛支部へお電話でお問合せ下さい。(愛媛支部 TEL: 089 - 947 - 0384)
その後、受講申込書及び受講資格証明に必要な書類等を事前にFAXもしくはEメールでお送りください。

FAX: 089 - 907 - 9998 メールアドレス: jbanet-ehime-j@estate.ocn.ne.jp

- ・愛媛支部にて受講資格を確認後、**受講資格確認通知**を送付します。(郵送もしくはEメール)
- ・受講資格確認通知書受取り後、支部窓口へ持参又は 郵送により手続きを進めて下さい。

【 申 込 先 】

〒790-0012 松山市湊町 8 丁目 111-1 愛建ビル 4 階

一般社団法人 日本ボイラ協会 愛媛支部 (TEL: 089-947-0384)

持参 支部窓口へ受講申込書、受講資格証明に必要な書類、講習料を直接ご持参。
(受付時間: 土日祝を除く 9:00 ~ 17:00)

郵送 講習料金を(一社)日本ボイラ協会愛媛支部の口座にお振込みの上、**受講
申込書、受講資格証明に必要な書類の原紙を郵送してください。**

- ・各金融機関への振込手数料は、別途ご負担ください。
- ・請求書・領収書が必要な方は、申込書の連絡欄にその旨、ご記入ください。

・**振込先** 郵便振替 口座番号 : 01630 - 6 - 17675

口座名義 : (一社)日本ボイラ協会愛媛支部

銀行振込 口座番号 : 伊予銀行 松山駅前支店 普1163744

口座名義 : (一社)日本ボイラ協会愛媛支部 事務局長 大村孝志

受講申込みに貼り付ける写真について(修了証に使用します。申込書(原本)に写真を貼付してください。)

サイズ: 縦 30mm × 横 24mm

申請前6ヶ月以内に撮影したもの

鮮明で変色のおそれのないもの。脱帽、上三分身(胸から上)、無背景の写真をご用意ください。

【 手続きの流れ 】

- 1 事前に愛媛支部へお電話でお問合せ下さい。（愛媛支部 TEL：089 - 947 - 0384）
受講申込書及び受講資格証明する書類等をFAX又はメールでお送りください。
FAX：089 - 907 - 9998 メールアドレス：jbanet-ehime-j@estate.ocn.ne.jp
- 2 愛媛支部にて受講資格を確認後、受講資格の有無をご連絡します。
- 3 愛媛支部より受講資格確認通知書を受取り後、支部窓口への持参又は郵送により受講料の支払いをお願いします。
- 4 入金完了、受講申込書、受講資格証明等必要な書類(原本)が愛媛支部へ到着した時点で申込み完了となります。
- 5 支部より受講票及び講習テキストを送付します。必要な方には請求書・領収書を同封します。
- 6 講習受講（修了考査 → 採点 → 合格）
- 7 修了証発行（不合格者へは、受講証明書発行）

【 備 考 】

講習日の2週間前で5名に満たない場合は中止する事もあります。また、満席になり次第、締め切ります。受付状況はホームページに掲載しますので、ご確認のうえ、お申込みください。

修了考査が不合格の方につきましては、受講した年度末から2年の間に協会が実施する修了考査を2回に限り再受験(再受験料 5,500 円<税込>)する事が出来ます。詳細は、不合格の方に発行する「**受講証明書(未修了者用)**」送付時に、ご案内します。

受講日の1週間前までに受講の中止を申し出た方については、受講料(振込手数料を差し引いた額)を返却します。(但し、テキストは返却不可とさせていただきます。)

講習会当日、本人確認をさせていただきますので、**本人確認ができるもの**(運転免許証、マイナンバーカード等)**をご持参下さい。**

通信トラブル等で配信ができなかった場合は、次回の日程に参加してもらうか、参加できない受講者には受講料を返却いたします。

講習会場に駐車場はありません。(公共の交通機関又は近隣の有料駐車場をご利用ください。)

講習申込みにあたってお知らせ頂く個人情報は、講習実施の目的以外に使用いたしません。

受講資格並びに必要添付書類

資格 番号	受 講 資 格	添 付 書 類
1	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる 石綿作業主任者技能講習 を終了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、 工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程 を修めて卒業した後、工作物に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	大学の工学科 卒業証明書 工作物に関する実務経験 2年以上の職務内容証明書 と 両方必要です。
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。において同じ。)、工作物に関して 3年以上の実務の経験 を有する者	修業年限3年の短期大学の工学科 卒業証明書 工作物に関する実務経験 3年以上の職務内容証明書 と 両方必要です。
4	学校教育法による 短期大学 (同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は 高等専門学校 において、 工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程 を修めて卒業した後、工作物に関して 4年以上の実務の経験 を有する者(に該当する者を除く。)	短期大学、専門職大学、又は高等専門学校の工学科 卒業証明書 工作物に関する実務経験 4年以上の職務内容証明書 と 両方必要です。
5	学校教育法による 高等学校又は中等教育学校 において、 工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程 を修めて卒業した後、工作物に関して 7年以上の実務の経験 を有する者	高等学校の工学科 卒業証明書 工作物に関する実務経験 7年以上の職務内容証明書 と 両方必要です。
6	工作物に関して 11年以上の実務の経験 を有する者	工作物に関して 11年以上の実務経験 があることを、事業場の責任者が証明する 職務内容証明書
7	2006年(平成18年)4月1日^(注)の前日までに特定化学物質等作業主任者技能講習 を修了したもので工作物石綿事前調査に関して 5年以上の実務の経験 を有する者 (注)以前は石綿作業主任者技能講習がなく、特化物作業主任者がその役割を担っていた	平成17年の改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習の 修了証の写し 工作物石綿事前調査の実務経験(注) 5年以上の職務内容証明書 ()工作物石綿事前調査者の補助の業務など と 両方必要です。
8	建築行政に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	実務経験 2年以上の職務内容証明書
9	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。) に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	実務経験 2年以上の職務内容証明書
10	労働安全衛生法第93条第1項の 産業安全専門官 若しくは 労働衛生専門官 、又は同項の 産業安全専門官 若しくは 労働衛生専門官 であった者	職務内容証明書
11	労働基準監督官として 2年以上 その職務に従事した経験を有する者	実務経験 2年以上の職務内容証明書

「工作物に関する実務経験」とは、工作物の研究、設計、製作又は据付け等の業務経験をいい、これらには工作物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれます。

職務内容証明書について、事業場をすでに退職している場合は、その事業場に依頼して同証明書を発行してもらうことが必要です。

様式 1

工作物石綿事前調査者講習登録規程第 16 条の 9、第 16 条の 12 関係

工作物石綿事前調査者講習 受講申込書



受講日： 年 月 日 ~ 年 月 日

明確にご記入願います。(氏名は住民票の記載どおり正確にご記入ください。鉛筆書きは不可。)

修了証に旧姓を使用した氏名又は通称(以下「旧姓等」という)の併記を希望しない場合は併記希望欄の「無」を、希望する場合は、「有」を で囲み、() 内に併記を希望する旧姓等を記入し、戸籍謄本等確認できる書類を提出すること。

全体が暗いもの、不鮮明なもの、頭や顔が枠内に入りきらない等の写真は、取り替えていただくようになります。ご了承ください。

(ふりがな)			生年 月日	昭和 平成	年 月 日
受講者氏名					
旧姓を使用した氏名または通称の併記の希望	有 / 無	()			
住 所	〒				¹ 受講資格番号
事業場名					連絡担当者(部署、氏名)
所在地	〒				連絡先 TEL
メールアドレス (任意)					

¹前頁の表から当てはまる資格番号を選んでください。

上記の通り、受講申し込みます。

年 月 日

一般社団法人 日本ボイラ協会愛媛支部長 殿

テキストは該当の文字を で囲んでください。

テキストは該当の文字を²通信欄で記入してください。

	ZOOM 受講料	テキスト(改訂第2版)			
会 員 一 般	41,800円 (税抜 38,000円)	会 員	3,300円 (税抜 3,000円)	一 般	4,950円 (税抜 4,500円)
支払方法	振込 ・ 窓口 (現金のみ)	お支払い予定日		月 日	
² 通信欄					

²請求書、領収証(宛名の記載必須)が必要な場合はこちらに記載をお願いします。

< 送料はかかりません。 >

< 受講票、修了証の送付は事業所(複数の場合は担当者一括)にお送りいたします。個別、自宅宛、その他希望がありましたら通信欄に記載してください。 >

様式 1 - 2

資格番号「1」の方は以下の証明書の記入・提出は不要

受講申込者氏名		住 所	
---------	--	-----	--

勤務先名 (部課名)	
所在地(番地)	
在職期間と実績年月数	年 月 ~ 年 月 (年 ヶ月)
工作物に関する 職務内容	

計

年 ヶ月

事業場名		連絡担当者氏名
所 在 地	〒	連絡先
		TEL

本受講者は、上覧の職務内容のとおり工作物に関する実務経験を有することを証明します。

年 月 日

証明者(事業者氏名)